

道路 の 種類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	3 8 8 号	球磨郡水上村大字湯山字下川端 2095 番 2 地先から 球磨郡湯前町字塩利 5121 番 1 地先まで	前	7.0 ～ 56.0	965.6	旧道移管
				14.0 ～ 65.0	1,111.0	
			後	14.0 ～ 48.0	1,111.0	

2 区域変更する期日 平成 15 年 3 月 31 日

熊本県告示第 349 号の 2 の 6

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一 般 県 道	鯛生菊池線	菊池市大字隈府字城山 1257 番 2 地先から 同 所 同 字 1273 番 5 地先まで	186.3	編 入 部 供用開始

2 供用開始する期日 平成 15 年 3 月 31 日

熊本県告示第 349 号の 2 の 7

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	多良木相良線	球磨郡免田町大字甲字堀ノ角 1774 番 55 地先から 同 所 同 字 1756 番 1 地先まで	200.0	緊 道 整
一 般 県 道	久 連 子 落 合 線	球磨郡五木村大字甲字平沢津 6488 番 165 地先から 同 所 同 字 5488 番 159 地先まで	160.0	単 道 改
〃	幸野染田線	球磨郡湯前町字古城 4345 番 2 地先から 同 所 同 字 4336 番 1 地先まで	130.0	〃